



森てるおの 拡声器

第44号
(年4回発行)
2010年10月

E-mail
mori@moriteruo.com

事務所(自宅)
連絡事務所

西東京市北町3-4-5
西東京市中町2-8-13-102

TEL&FAX. 042-424-3410

TEL. 042-439-7023 FAX. 042-439-7024

「森てるおの拡声器」250万枚になりました!

皆さんには届いていますか?

森てるおは情報公開の徹底をめざして、初当選以来、議会報告「森てるおの拡声器」を年4回発行してきました。その合計枚数が265万枚を超えました。20万市民が12年間に13回手にした計算になります。

市内全戸にお届けするため、ご協力くださる市民の皆さんと一緒に、一軒一軒のポストに手配りに入れさせていただいています。

途中、玄関先や庭先でお見かけしてお渡しすると「えっ、あんた、本人?」とか「自分で配ってるの?」とか言われたりします。他の方からも、「森てるおの拡声器」の特徴的な色を見て、拡声器くださいと言われたなどのご報告もいただいています。

行政の情報もそれをチェックする議会の情報も、すべて市民のものです。情報公開の徹底を進めるために、議員である限り、これからも発行し続けていきます。ぜひとも応援をお願いします。市民の皆さんの応援が多ければ多いほど、行政は「拡声器」で批判されたことにまじめに取り組みます。



復活! 森てるお

市民主権を住民投票制度で

主権在民、市民に主権があるのです。しかし、制度が整っていません。

自分のまちの将来なのに、市長と議員しか決定に関わることができません。「決定が気に入らなければやめさせればいいではないか」と聞き直られてしまいます。たしかにリコールをやめさせることはできます。しかし、入り口には有権者の3分の1の署名を1ヶ月の間に集めるという高いハードルがある上に、リコールが成立してやめさせても、立候補は制限されていませんので、古い議員や市長がゾンビのごとくに再選されてきます。大きな努力を払って、多くの税金を使ってリコールを成功させても、決定は覆りません。市民には徒労感しか残りません。

肝心なのは、「市民の過半数で、決定を覆す」ということです。議員や市長をやめさせることより、議員や市長を市民がコントロールできるようにすることのほうが民主主義に適っています。当選しさえすればあとはノーチェック、やりたい放題というのでは民主主義が聞いてあきれます。

住民投票制度があれば報酬引き上げはなかった!

市長の政策や議会の決定を覆すことができる住民投票制度があれば、3年前の報酬引き上げなどありえませんでした。説明が間違っていようと、市民の反対があろうと引き上げられたのは、議会の愚行を止められない制度になっているからです。市長の暴走、議会の横暴を止める住民投票制度が必要です。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

「森てるおの拡声器」の定期購読料は年間1,000円です。定期購読くださる方には、森てるおのいろいろがわかる「森てるおのなんでもレポート」(隔月刊)もお届けします。ご希望の方は下記の郵便振替口座までご送金ください。

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

すべては市民主権確立のために

—森てるおの 12 年、いろいろありました—

森てるおには利権もしがらみありません。一人の市民として「市民の目から見てどうなんだ」ということを基準にし、行政の監視を行なってきました。だから、物事に最も敏感に反応してきたと思っています。また、言動がおかしなものだったら、「拡声器」を読んだ市民の皆さんの批判を受けるわけですから、いつも真剣勝負です。

思いつくままに振り返ってみたら、あるわ、あるわ。

「燃やせないごみの無断焼却事件」

「市長交際費適正化」

「コミュニティバス導入」

「下水道受益者負担金取はぐれ事件」

「庁舎間シャトルバス導入」

「シルバー不正経理事件」

「出先機関公金着服事件」

「中小企業退職金共済事業準備金消滅問題」

「西原樹林会（青い鳥）設立不正事件」

「アスタ社長天下り問題」

「プラスチックごみの再焼却問題」

「住民基本台帳ネットワークシステム導入問題」

「市長給与、議員報酬等引き上げ事件」

もちろん、議員特権の廃止については継続して取り組んできました。

議長会が行なっていた「管外会議（温泉旅行）」の廃止、「永年勤続議員表彰」の廃止は比較的早い段階で実現しました。また、一部事務組合や行政委員会における報酬の二重払いについては、今も取り組み中ですが、多摩六都科学館組合で森てるおが条例改正を提案した「報酬の半減」（月額 25,000 円から 12,000 円へ）が実現し、その後、他の一部事務組合にも報酬減額の波が広がっていきました。

減額された多摩六都科学館組合の報酬を含めて、二重払い報酬は受取を拒否しています。全廃されるまで追及し続けます。

払ってくれるから、もらってる

一部事務組合の報酬は議員だけではなく、管理者、理事などの名前で就任している市長にも払われています。少なくなったとはいえ、今でも年間 150 万円くらいにはなります。

一部事務組合とは「市の仕事の一部を他の自治体と共同して処理する組織」です。坂口市長は「特殊な仕事だ」と言いますが、あくまでも市の仕事です。市の仕事をするのに何で市長給料のほかに報酬が出るのかと質問したら、「一部事務組合の規約で支払うことになっているから受け取っている」と、全くの他人事です。一部事務組合の運営費用は各自治体からの分担金、元をたどれば西東京市民が払った税金です。市長！二重取りじゃないか。



うそつき行政に気をつけよう

かつて柳泉園に新しい焼却炉ができて、市がプラスチックごみを再度焼却する方針を出したとき、8 回にわたって市民説明会が開催されました。そのときに、「説明会参加者からはおおむね理解をいただいた」と市が説明しましたが真っ赤なうそでした。

3 年前の報酬審議会で報酬引き上げによる費用の増加分を 1000 万円と説明しましたが、これも嘘でした。ほかにも、嘘とはいえないまでもいいかげんな説明がなされることが数多くあります。

たいていの場合、市が方針を決めていて、それを有無を言わず押し通そうという場面で起こっています。だから、嘘がばれても議論は決して元に戻りません。うそや間違いを元に結論が出されるようなことはあってはならない！と、森てるおは考えます。しかし、行政と議会がつるんでしまったら、どうにも押し止めようがありません。

あとはすべての情報をお伝えし、政策や施策に対する市民の皆さんの評価をお待ちするしかありません。

こんな場合には、自分が支持した議員に、市民の皆さんが直接「どうなってるの？」と聞くのが、実はいちばん効果があります。

坂口市長の新たな錬金術

市の財源には市税・手数料など、国・都の補助金・負担金、及び、借金があります。そのほかに実質的な借金である「債務負担行為」というものがあります。後年度負担を伴う延べ払い契約のことで。

これまでは、主に機器類のリース契約やその年度に終わらなかった事業が対象で、長くても 5 年を超えるものはありませんでした。しかし、昨年から設備（不動産）にまでその枠が拡大され、期間も 10 年まで延びました。新しいものを導入するというのに、十分な説明が行なわれず、気づくのが決算時まで遅れてしまいました。

森てるおの質問に対して「債務負担行為には、元々何の制限もない」と言い放ったのだからあきれます。たとえば、要望の強い普通教室へのクーラー設置など、この手続きを使えば明日にでも可能です。しかし、以後 10 年かそれ以上の期間に渡って月々の支払いが残るのですから、借金の手続きはとらないものの、借金と同じです。

合併特例債がなくなって借金はこれ以上増やせない、しかし市民にはいい顔をしたい、こんな市長なら大喜びで飛びつくことでしょう。市民の要望を取り入れるというのだから反対する議員はほとんどいません。だからチェックも働きにくいのです。

また、長期のリース契約に対応できる業者は市内にはありません。途中の維持補修もリース業者がやるとすると、ここでもこれまで市内業者が受注していた仕事がなくなります。「市内業者の保護育成」が単なるお題目に聞こえてきます。何を考えているのやら。

市のケースワーカーはスーパーマン？

雇用状況の悪化に伴って生活保護の受給者が増えています。それ自体はセーフティネットが機能しているわけだから結構なこと。ところが、今春、ケースワーカー一人が 160 世帯の受給者を受け持つ状態になっていました。まともな仕事ができるのかという私の質問効果もあつてか、一人当たり 120 世帯へと改善されました。

しかし、社会事業法では一人当たり 80 世帯が上限です。新規の受給申請があると、生活実態調査に時間がかかるため、すでに受給している人たちの生活状況の把握や就業支援が手薄になります。

どんなベテラン職員が切り盛りしているのかと勤務年数を聞いてみたら、18 人の平均で 1 年 7 ヶ月、5 年以上のケースワーカーが 1 人ということであきれ返ってしまいました。18 人を統括する立場の 2 人の査察指導員でさえ、ケースワーカーとしての経験年数は平均して 4 年、西東京市の生活保護の職員体制がいかに貧弱なものかと思ひ知りました。

セーフティネットは自立という出口があつて成り立ちます。就業支援、自立支援がおろそかだと、受給者は増大し続けるばかりです。

しっかり支え、しっかり立ち直ってもらって、自立生活に復帰してもらおう、そんな、目的を明確にしたセーフティネットであつて欲しいものです。



森てるお、復活！



長らくご心配をおかけしましたが、森てるおはすでに復活し、現場復帰しています。医療性廃棄物の集積場設置問題では、少しばかり駆け回り、また、市民の皆さんの行政相手のご相談にアドバイスをさせていただいたりもしています。

本紙の発行を再開し、3月議会、6月議会の駅頭報告も行ないました。今回の号をお配りしながら、9月議会の駅頭報告も行ないます。駅頭や街中で見かけたら、どうぞ声をかけてください。

議員報酬：生活費は市民の生活水準なみに！

議員報酬は年額でおよそ900万円です。皆さんと比べて高いでしょうか、それとも安いでしょうか。

市民の平均的な水準からすると、相当高そうですね。その分、議員は市民の生活水準を超えた、豊かな生活をしていることになります。

本来、議員報酬には議員として活動するための経費が含まれています。活動するには何かと費用がかかります。ところが、生活費と活動費は区分けされていません。そのために、議員活動に充てる経費の部分が自動車に化けたり、家の改修費に化けたり、日常の生活費に化けたりしているのです。

森てるおは、毎年、本紙面で議員報酬の使い道をご報告してきました。2008年5月以降この2年は報酬を受け取っていないので活動費の使途報告になりますが、右の表のとおり、大きな額の活動費を使っています。

経費が無ければ十分な活動はできません。毎年のご報告は、市民にいただいた必要経費を、生活費に流用していないことのご報告でもあるのです。11年分あれば、家だって買えますよね。どんな議員にも、活動のための経費を生活費に流用してほしくありません。

1年間にどれだけの経費を支出したのか、すべての議員が、領収証つきで市民に報告するべきだと思います。経費の使い方、その議員の考えや活動の一端が見えてきます。それを、選挙の評価基準のひとつにしてはいかがでしょうか。

森てるおの活動費

1999年	3,056,323円
2000年	5,466,544円
2001年	5,055,423円
2002年	5,056,253円
2003年	3,797,895円
2004年	3,258,940円
2005年	3,324,270円
2006年	3,158,449円
2007年	3,396,732円
2008年	3,028,367円
2009年	2,024,021円
合計	40,623,217円

どうぞ 森てるおと市民のひろば にお越してください

- ① 12月11日(土) 午前10時～12時 **西東京市民会館 第1会議室**
- ② 12月11日(土) 午後 7時～ 9時 **コール田無 会議室B**
- ③ 12月12日(日) 午前10時～12時 **保谷こもれびホール 会議室**

「森てるおと市民のひろば」は西東京市にとっての焦眉の課題について、市民の皆さん同士で話し合っていたくために、森てるおが用意しました。議会で何があったのか、行政が何をやっているのか、皆さんのご存じないことについては十分ご説明しますが、議論には森てるおも参加者の一人として加わります。話し合いのひろばとしてご活用ください。